

都市計画とは

市民の皆さんが、安全かつ健康で文化的な生活を送れるよう、都市の将来あるべき姿を想定し、土地利用に関する必要なルールや道路・公園などの施設整備を計画し、その実現を図ることです。皆さんが普段利用する公共施設をより利用しやすいところに設置するなど、まちをより良くするために重要な役割を担っています。



都市計画区域……都市計画法に基づいて指定されます。都市計画区域は、一体の都市として総合的に、整備や開発、保全を行う必要がある区域のことをいいます。全国のさまざまな都市で都市計画区域の指定がされており、三豊市においても既に豊中町、詫間町の一部(松崎、詫間、香田地区)、仁尾町が指定されています。

新たに区域が指定されます

これまでの3つの都市計画区域(豊中・詫間・仁尾都市計画区域)を統合し、新たに高瀬町の一部(高松自動車道を境として西側に位置する地域)と三野町を編入した区域が、三豊都市計画区域として指定されます。

都市計画区域に指定されると



Point 建築確認申請が必要

新たに家を建てる場合などに建築確認申請が必要になります。「建築物」を建築する場合、「確認申請書」を建築主事*または指定確認検査機関に提出し、確認を受けなければなりません。

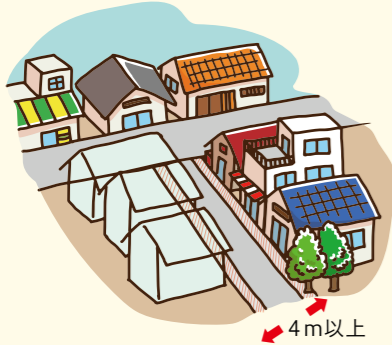
*建築主事……建築物の審査や工事完了後の検査などを行う県の職員

Point 都市計画区域内で家を建てる場合にルールがあります

例えば、

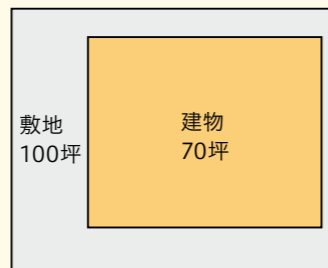
接道義務

原則4m以上の道路に2m以上接する必要があります



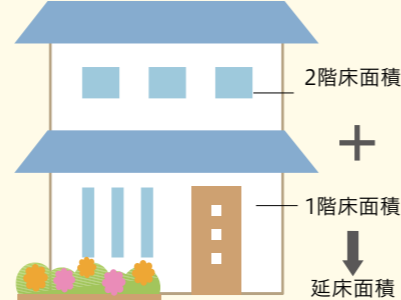
建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合:上限70%



容積率

敷地面積に対する延床面積の割合:上限200%



*新しい区域の建ぺい率・容積率は、県の手続きを経て正式に決定します

※詳しいルールについては、来月以降の広報みとよで順次お知らせします。

- ▶都市計画全般に関する問い合わせ 都市整備課 ☎73-3048
- ▶建築確認申請など建築基準法に関する問い合わせ 県建築指導課 ☎087-832-3560
- 西讃土木事務所 ☎25-5261

三豊市の都市計画区域

